

令和7年9月1日

処分業者各位

一般社団法人青森県産業資源循環協会  
会長 庄 司 肇  
(公印省略)

電子マニフェストの項目追加に関する処分業者向け説明会の開催について

謹啓 時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当協会の事業運営については、平素より特段のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年4月22日付けで公布された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令第15号）により、電子マニフェストにおいて処分業者が行う「処分終了報告（最終）」及び「最終処分終了報告」に、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」及び「処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量」等の情報が追加されました。

この改正は、令和9年4月1日から施行されますが、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターでは施行に備えてこれらの項目について任意での入力できるシステムを令和7年5月6日より公開しております。

つきましては、処分業者が省令改正に円滑に対応できるよう説明会を開催いたします。時節柄ご多忙のこととは存じますが、ご参加下さいますようお願い致します。

なお、電子マニフェスト使用の有無に関わらず、当協会員処分業者全体にご案内しておりますことを申し添えます。

記

1. 開催日時 令和7年12月10日(水) 14:00~16:00
2. 開催会場 青森県観光物産館アスパム 5F あすなろ  
青森市安方1-1-40 電話 017-735-5311  
\*駐車場は、アスパム一般駐車場(有料)又は近隣有料駐車場をお使い下さい。
3. 説明者 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター 担当者
4. 申込方法 JWNET ホームページ「処分業者向け 項目追加説明会」よりお申込下さい。  
URL : [https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/seminar\\_shobun/index.html](https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/seminar_shobun/index.html)
5. 定員 100名 \*定員になり次第締め切り

以上